

社会福祉法人慈孝会評議員・役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈孝会（以下「当法人」という。）の定款第9条および第23条の基づき評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めるところによる

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条第1項による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とするものをいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表第1号に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規程に基づき給与を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表第2に定める1人当たりの月額範囲以内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表第2に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員の例による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法・時期)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬の支払いの時期は、評議員及び非常勤役員については用務完了後に支給し、常

勤役員については法人職員の給与支給日と同時期・同方法に支給する。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、評議員が評議員会に役員等が理事会に出席した場合の交通費は別表4に基づき支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 令和元年12月31日社会福祉法人慈孝会費用弁償内規 役員・評議員報酬規定は廃止する。

この規程は、令和2年1月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。